

2018. 6. 28. No363

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

沖学労URLアドレス

<https://okigakurou.web.fc2.com/>

連絡先

okigakurou2017@gmail.com

「つかさどる」と職務標準一覧を考える

県教委学校人事課から、3月30日付第2854号「沖縄県における市町村立小中学校事務職員の標準的職務一覧について（通知）」文書が出ている。小中学校事務職員の標準的な職務内容を示すものだ。

県教委は標準的職務一覧を作成した理由について、「学校事務職員の学校経営スタッフとしての役割の明確化」「事務職員の学校経営への積極的な参画を促す」「広く統一的に学校事務機能の充実を図る」と説明している。この通知を市町村教委に示すにあたり留意点として（以下意識）

①学校事務とは、児童生徒の直接的指導を除いた学校にある業務のこと ②校長は、事務職員の職務の専門制を高めるために研修を充実させること ③校長が必要と考えるなら一覧以外の業務も事務職員にさせることが可能 ④校長は事務職員への過度な負担にならないよう留意すること ⑤この一覧は、環境の変化に応じて見直しする 等々と書いてある。教員、教頭が行っている業務のうち授業以外の「雑務」を事務職員に下請けさせたいのだろうと読み取れる。

具体的な職務内容は、3つに分けられている。

まず、学校運営にかかる学校事務職員の役割として、企画運営委員会等への参画、学校事務全般に関する指導・助言、主管する事務に関する企画・調整・運営、防災、個人情報、コンプライアンス等としている。背広にネクタイ締めて会議室で茶ばかり飲んでるイメージか。

個人情報やコンプライアンスの担当者になったなら、学校からPTAへの児童生徒、保護者の個人情報流出、勤務時間中のPTA会計業務、中体連関係業務、PTA総会参加を即刻やめさせないといけない。見て見ぬふりをしていると個人情報保護条例違反で罰金刑や懲役刑を受けるかもしれない。

もし起訴されたなら懲戒免職、退職金無しコースもあり得るのだが。

次に標準的職務として、学校基本調査、関係機関との連絡調整・連携、職員の出退勤、休暇、休職関係事務、施設設備の維持管理、学校間連携、地域連携とある。教頭の仕事の肩代わりを事務職員にさせたいのがバレバレだ。

他にも学校徴収金に教科書事務があり、教員の仕事まで払い下げられる。

また学校事務連携室長の役割として、連携事務室の経営、総括、連携室員への指導・助言、学校事務全般に関する指導助言とある。連携室は、そもそも市町村教委が設置するかしないかを決め、事務長を置く置かない、認定権者を誰にするのか、連携室で何をするのかを決めるものだ。県があれこれ勝手に連携室のことを定めて、市町村教委に「連携室における事務職員の業務はこれだ」と言えるものではないはずだ。

@@@すべては全事研の願望@@@

全体で見れば、かつて文科省が沖縄市に研究委託した「トータルプロデューサー」の業務内容とほぼ同じだ。全事研の長年の願望「小中学校に事務長を」を実現するための手立てとして主張してきた標準的職務表の作成がそのまま文科省を通して県に降りてきたのだろう。

そもそも小中学校事務に職務一覧が必要なのか？同じ学校事務職員という職種であっても都道府県によって業務内容は大きく異なる。沖縄県内に限っても市町村によって業務は異なる。市町村費事務職員の配置の有無、児童生徒数の多さ少なさ、教員の数によっても当然業務内容は左右される。へき地離島校では、教頭配置がないことさえある。皆がみな同じ仕事をしているわけではない。

学校事務職員は、歴史的にも学校の中にいる

「雑用係」として扱われてきた。その苦境に対し学校事務の先輩たちが、管理職や教員たちが当たり前のように押しつけてくる公務外労働や公金でない会計業務を拒否し、給与が現金支給のときには法定外控除を断ることで「事務職員は教員のために便宜を図ってなんぼの職種」という教員たちの考えを改めさせてきた。その積み重ねの成果として、今の学校事務職員の立場がある。

しかしこの職務一覧は、学校事務職員を再び「学校の雑務屋」に引き戻すものでしかない。教員や教頭の仕事を事務職員に払い下げられるだけ払い下げることが大きな目的だ。一方ほんの一握りの「事務長」は、細かな仕事は部下にやらせ、自らはハンコを押すことが主な仕事のエライ人になる。

この職務一覧を真に受けた管理職がいたなら、ヒラの事務職員の業務増大、多忙化を招くことは必至だ。現状の連携室においてさえ、年ごとに増加する業務量に抗する事務長の少ないことから職務一覧が小中学校事務職員の多忙化を促進する危険性は高い。

「つかさどる」にどんな意味が?

昨年3月に学校教育法第37条第14項が改正され、4月に施行され、学校事務職員の職務を規定する文章が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わった。

政府は、法改正の理由を国会で次のように説明している。「今回の事務職員の職務規定の見直しによりまして、学校の事務について、事務職員が一定の責任を持って処理することができるようになります。したがって、従前は、例えば、各種調査の対応とか学校予算の編成、執行などの事務につきまして、校内の取りまとめ、確認作業等の細かな対応まで管理職、すなわち校長、教頭に対応していただいていたものを、今後は、総務や財務に通じた事務職員が対応することによってございまして」「今回の事務職員に関する職務規定の見直し、これはまさに学校マネジメントに管理職が注力できるようにすることによって、学校全体として事務の効率化が図

られるということによってございまして、校務運営が改善されることが期待されます」

要するに、「世の中複雑になって学校が対応する問題も多岐にわたり増大している。そこで管理職には、そういう問題の対策に注力してもらうために、従前の細々とした業務は事務職員が担えるよう文言を変えた」ということ。

それなら、この法改正に文科省がどれだけ本気なのかを今年度の予算から見てみよう。

昨年文科省が出した概算要求では、「学校総務・財務業務の軽減による学校運営体制の強化」の項目の中の「共同学校事務体制の強化（事務職員）」として400人の増加を財務省に求めていたが、結果としてわずか1割の40人しか予算が獲得できていない。これは、「つかさどる」無しでの昨年度予算の50人よりも少ない。また、「複雑化・困難化する教育課題への対応関連」の項目で600人の概算要求が505人の予算化（84.2%）と比べて圧倒的に力が入っていないことが分かる。文科省の本音は、「つかさどると変えて事務職員はエラくなったとおだてておけば、管理職、教員の業務を進んで引き受けてくれるから金を出さなくてもオッケー」というところだろう。

各自治体の学校事務職員の採用試験は様々で、東京のように都庁職員として一括採用し学校にも配置する所もあれば、初級試験の所も少ない。つまり18歳の若者も含めてすべての事務職員が「事務をつかさど」っていることになる。だから「つかさどる」ことに特別な意義を求めることや特別な立場であることをアピールするために他職種の仕事を取り込むのは不毛だ。そんなことよりも私たちは、日々楽しく快適に働くことができる職場を求めたい。（濱）

ボーナスカンパをお願いします。

沖学労は、全県の事務職員に向けてこのJIMJIMをお届けしています。紙で直接お届けする機会を増やすために、皆さまからのカンパを募集します。1ページ上部の口座まで。

JIMJIMはウェブで見られます。アドレスは下記のとおり

<https://okigakurou.web.fc2.com/>

